

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学定款及び埼玉県立大学学則に定めがあるもののほか、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する埼玉県立大学（以下「大学」という。）の組織に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 法人組織

(教員人事委員会)

第2条 法人に、全学的視点に立った公正な教員人事を行うため、教員人事委員会を置く。

2 教員人事委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員評価委員会)

第3条 法人に、公平・公正な教員評価を実施するため、教員評価委員会を置く。

2 教員評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント等防止対策委員会)

第3条の2 法人に、ハラスメント等の防止及び対策を図るため、ハラスメント等防止対策委員会を置く。

2 ハラスメント等防止対策委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(ダイバーシティ推進委員会)

第3条の3 法人に、ダイバーシティを推進するため、ダイバーシティ推進委員会を置く。

2 ダイバーシティ推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 教育研究組織

(学長)

第4条 学長は、校務を掌理し、所属職員を統督する。

(副学長)

第5条 副学長は大学の教授をもって充てる。

2 副学長は、学長の命を受け、学長の職務を助け学長が定める校務を処理する。

(学部長)

第6条 学部長は、学長の命を受け、保健医療福祉学部に関する校務を掌理し、所属教員を指揮監督する。

(研究科長)

第7条 研究科長は、学長の命を受け、保健医療福祉学研究科に関する校務を掌理し、所属教員を指揮監督する。

(学長補佐)

第7条の2 学長補佐は、学長の命を受け、学長の職務を助け学長が定める事務を掌理する。

(学生支援センター長)

第8条 学生支援センター長は、学長の命を受け、次に掲げる学生支援センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 一 学生の身分に関すること
- 二 学生の福利厚生に関すること
- 三 学生相談に関すること

四 学生の就職及び進学に関すること

五 その他学生生活に関すること

2 学生支援センター長は、前項の事務で学長の承認を得た事項については、これを全学に実施し、学科長、共通教育科長及び研究科長（以下「学科長等」という。）に対して指示を行うことができるものとする。

（高等教育開発センター長）

第9条 高等教育開発センター長は、学長の命を受け、次に掲げる高等教育開発センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

一 教育課程の編成及び方針に関すること

二 学位の授与に関する方針に関すること

三 教育に関する調査及び情報の分析に関すること

四 教育の点検、評価及び改善に関すること

五 教育支援（専門職連携教育の支援を除く。）に関すること

六 その他教育の充実に関すること

2 高等教育開発センター長は、前項の事務で学長の承認を得た事項については、これを全学に実施し、学部長及び研究科長に対して指示を行うことができるものとする。

（研究開発センター長）

第9条の2 研究開発センター長は、学長の命を受け、次に掲げる研究開発センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

一 先駆的・実践的な研究の実施に関すること

二 研究費の配分並びに研究の評価及び研究成果の公表に関すること

三 研究活動の支援に関すること

四 研究環境の整備に関すること

五 産学官連携に関すること

六 その他研究の推進に関すること

2 研究開発センター長は、前項の事務で学長の承認を得た事項については、これを全学に実施し、学科長等に対して指示を行うことができるものとする。

（情報センター長）

第10条 情報センター長は、学長の命を受け、次に掲げる情報センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

一 情報センターの管理及び運営に関すること

二 図書資料の収集、整理、保存及び提供並びに学内外の相互利用に関すること

三 学術情報の収集及び提供に関すること

四 情報環境の整備、管理及び運営に関すること

五 その他図書資料の充実及び情報環境の向上に関すること

2 情報センター長は、前項の事務で学長の承認を得た事項については、これを全学に実施し、学科長等に対して指示を行うことができるものとする。

（地域連携センター長）

第11条 地域連携センター長は、学長の命を受け、次に掲げる地域連携センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

一 公開講座に関すること

二 自治体に対する支援に関すること

三 地域連携活動に関すること

四 その他地域貢献の推進に関すること

2 地域連携センター長は、前項の事務で学長の承認を得た事項については、これを全学に実施し、学科長等に対して指示を行うことができるものとする。

(専門職連携教育研修センター長)

第11条の2 専門職連携教育研修センター長は、学長の命を受け、次に掲げる専門職連携教育研修センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 一 専門職連携教育の支援に関すること
- 二 専門職連携教育に係る保健医療福祉施設等との連携に関すること
- 三 専門職連携教育に係る研修の企画及び実施に関すること
- 四 保健医療福祉従事者等を対象とした専門職連携研修の企画及び実施に関すること
- 五 その他専門職連携の教育及び研修の推進に関すること

2 専門職連携教育研修センター長は、前項の事務で学長の承認を得た事項については、これを全学に実施し、学科長等に対して指示を行うことができるものとする。

(保健センター長)

第12条 保健センター長は、学長の命を受け、次に掲げる保健センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 一 学生及び職員の健康保持に関すること
- 二 健康相談及び精神衛生相談に関すること
- 三 救急措置に関すること
- 四 環境衛生の充実及び向上に関すること
- 五 保健管理の充実向上のための調査研究及び知識の普及に関すること
- 六 その他保健管理の推進に関すること

2 保健センター長は、前項の事務で学長の承認を得た事項については、これを全学に実施し、学科長等に対して指示を行うことができるものとする。

(共通教育科長)

第13条 共通教育科長は、学部長の命を受け、共通教育科を代表し、次に掲げる校務を掌理し、所属教員を指揮監督する。

- 一 共通教育科の総括に関すること
- 二 教養教育、各学科に共通する基礎教育及び教職に関する教育の実施に関すること
- 三 他学科等との連絡調整に関すること
- 四 その他共通教育科に関すること

(学科長)

第14条 学科長は、学部長の命を受け、学科を代表し、次に掲げる校務を掌理し、所属教員を指揮監督する。

- 一 学科の総括に関すること
- 二 学科の運営に関すること
- 三 他学科等との連絡調整に関すること
- 四 その他学科に関すること

(専攻長)

第14条の2 専攻長は、学科長の命を受け、専攻を代表する。

(教授)

第15条 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(准教授)

第16条 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(講師)

第17条 削除

(助教)

第18条 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(助手)

第18条の2 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(所属の決定)

第19条 大学の専任の教授、准教授及び助教(以下「教員」という。)は、共通教育科若しくは学科、保健医療福祉学研究科又は埼玉県立大学学則第7条から第9条の3までに掲げる各センターのいずれかに所属するものとする。

2 教員の所属は、学長がこれを決定する。

(その他の職)

第20条 次の表の左欄に掲げる大学の組織に、必要に応じて、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
学生支援センター	担当部長	上司の命を受け、担任する事務を所掌し、その事務を処理するため、事務職員を指揮監督する。
	担当課長	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	主任、主事	上司の命を受け、担任する一部の事務を処理する。
高等教育開発センター	副センター長	センター長を助け、職員の担任する事務を監督し、センターの事務を整理する。
	教授、准教授、助教	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	担当部長	上司の命を受け、担任する事務を所掌し、その事務を処理するため、事務職員を指揮監督する。
	担当課長	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	主任、主事	上司の命を受け、担任する一部の事務を処理する。
研究開発センター	副センター長	センター長を助け、職員の担任する事務を監督し、センターの事務を整理する。
	教授、准教授、助教	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	担当部長	上司の命を受け、担任する事務を所掌し、その事務を処理するため、事務職員を指揮監督する。
	担当課長	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	主任、主事	上司の命を受け、担任する一部の事務を処理する。
情報センター	担当部長	上司の命を受け、担任する事務を所掌し、その事務を処理するため、事務職員を指揮監督する。
	担当課長	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	主任、主事	上司の命を受け、担任する一部の事務を処理する。
	司書	上司の命を受け、専門的図書業務に従事する。

地域連携センター	教授、准教授、助教	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	担当部長	上司の命を受け、担任する事務を所掌し、その事務を処理するため、事務職員を指揮監督する。
	担当課長	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	主任、主事	上司の命を受け、担任する一部の事務を処理する。
専門職連携教育 研修センター	教授、准教授、助教	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	担当部長	上司の命を受け、担任する事務を所掌し、その事務を処理するため、事務職員を指揮監督する。
	担当課長	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
	主任、主事	上司の命を受け、担任する一部の事務を処理する。
保健センター	教授、准教授、助教	上司の命を受け、担任する事務を処理する。

#### 第4章 委員会

##### (委員会)

第21条 大学に次の委員会を置く。

- 一 削除
- 二 入試委員会
- 三 大学院入試委員会
- 四 研究推進委員会
- 五 国際交流委員会
- 六 研究倫理委員会
- 七 学生支援委員会
- 八 保健委員会
- 九 教務委員会
- 十 情報図書委員会
- 十一 地域連携委員会
- 十二 大学院教務委員会

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、必要と認めた時は別に委員会を置くことができる。

#### 第5章 事務組織

##### (事務局)

第22条 法人及び大学の管理運営事務を行う組織として事務局を置く。

2 事務局に必要な応じ、その事務を分掌させるため、担当を置くことができる。

3 事務局の事務分掌については、別に定める。

##### (事務職員)

第23条 事務局長は、理事長及び学長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局に、必要な応じて、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
副局長	局長を助け、職員の担任する事務を監督し、局の事務を整理する。

調 整 幹	上司の命を受け、事務局内における企画調整事務その他特に指定された事務を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督する。
担当部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
担当課長	上司の命を受け、担任する事務を処理する。
主 任	上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。
主 事	上司の命を受け、事務に従事する。
技 師	上司の命を受け、技術に従事する。

## 第6章 その他

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、法人及び大学の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日までの間、第9条第1項に定められた教育開発センター長の事務のうち、研究科に係るものについては、同項の規定に関わらず、研究科長がその事務を掌理するものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。